

高鍋町告示第35号

令和8年第2回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和8年7月30日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和8年8月5日（水）

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

日高 正則君	森崎 英明君
橋 重文君	春成 勇君
兒玉 秀人君	中村 末子君
永友 良和君	森 弘道君
加藤 秀文君	檜原 富子君
松岡 信博君	緒方 直樹君
田中 義基君	古川 誠君

○応招しなかった議員

令和8年 第2回(臨時)高鍋町議会 会議録(第1日)

令和8年8月5日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和8年8月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第35号 小型動力ポンプの購入について
- 日程第4 議案第36号 財産の取得について
- 日程第5 議案第37号 令和8年度高鍋西小学校第2棟防音機能復旧(空調・換気)工事(機械設備)請負契約について
- 日程第6 議案第38号 令和8年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第35号 小型動力ポンプの購入について
- 日程第4 議案第36号 財産の取得について
- 日程第5 議案第37号 令和8年度高鍋西小学校第2棟防音機能復旧(空調・換気)工事(機械設備)請負契約について
- 日程第6 議案第38号 令和8年度高鍋町一般会計補正予算(第3号)
-

出席議員(14名)

1番	日高 正則君	2番	森崎 英明君
3番	橋 重文君	5番	春成 勇君
6番	兒玉 秀人君	7番	中村 末子君
8番	永友 良和君	10番	森 弘道君
11番	加藤 秀文君	12番	檜原 富子君
13番	松岡 信博君	14番	緒方 直樹君
15番	田中 義基君	16番	古川 誠君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 岩佐 康司君 事務局長補佐 永友 優一君
議事調査係長 宮本 敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君 副町長 …………… 早瀬 哲郎君
教育長 …………… 奥村 昌美君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 井戸川 隆君
財政経営課長 …………… 脇本 泰蔵君 建設管理課長 …………… 芥田 賢治君
農業政策課長 …………… 横山 英二君 農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君
地域政策課長 …………… 山下 美穂君 危機管理課長 …………… 鳥取 和弘君
会計管理者兼会計課長 …………… 三笠 浩三君
町民生活課長 …………… 濱本 生代君 健康保険課長 …………… 稲田 竜一君
福祉課長 …………… 増田 浩史君 税務課長 …………… 杉田 将也君
上下水道課長 …………… 松浦 郁雄君 教育総務課長 …………… 日高 茂利君
社会教育課長 …………… 濱本 明俊君

午前10時00分開会

○議長（古川 誠） おはようございます。只今から令和8年第2回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○議会運営委員会委員長（緒方 直樹君） 議長、14番。おはようございます。令和8年第2回高鍋町議会臨時会の招集に伴いまして、去る7月31日午前9時より、第3会議室におきまして、議会運営委員1名欠席、議長が出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため、議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の臨時会に提案されます案件は、議案第35号小型動力ポンプの購入について、議案第36号財産の取得について、議案第37号令和8年度高鍋西小学校第2棟防音機能復旧（空調・換気）工事（機械設備）請負契約について、議案第38号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）、以上4件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めたところ、特にございませんでした。その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については、本日8月5日の1日間で行うことで委員全員の意見の一致を見ましたので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古川 誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、永友良和議員、10番、森弘道議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（古川 誠） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり、本日8月5日の1日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、会期は8月5日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第35号

○議長（古川 誠） 日程第3、議案第35号小型動力ポンプの購入についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。皆様、おはようございます。議案第35号小型動力ポンプの購入について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、小型動力ポンプ3台を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（脇本 泰蔵君） 財政経営課長。詳細説明を申し上げます。

今回購入します小型動力ポンプの購入価格は、3台で726万円。契約の相手方は、宮崎市丸島町4番17号、中村消防防災株式会社代表取締役中村隆美でございます。参考までに指名した業者を申し上げますと、中村消防防災株式会社、株式会社武田ポンプ店、有限会社伊地知商会、宮崎ラビットポンプ有限会社の4者でございます。

次に、ポンプの仕様についてでございますが、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の規定に適合するもので、B2級以上の国家検定品水冷4ストロークエンジンを搭載し、低騒音、低燃費、低排気であるもの等となっております。なお、このポンプは、高鍋町消防団第2部、第9部、第12部の現行機器と入れ替えるものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。出力数について問題はないのかお伺いしたいと思います。

また、既に小型動力ポンプについては、もう使用ができなくなっているのかどうか、それがもし使用できるものであれば、どういうふうな使い方をしていくおつもりなのかお伺いしたいと思います。

○議長（古川 誠） 危機管理課長。

○危機管理課長（鳥取 和弘君） 危機管理課長。小型ポンプにつきましては、これまでと同等の品を導入することになっておりますけれども、小型ポンプにつきましては、メーカー推奨が約10年、今回15年以上使用しておりますけれども、現在でも一応使用はできております。メーカー推奨10年及び15年を経過していることから、最新のものに交換することになっております。

以上でございます。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

○7番（中村 末子君） もう使用不可なのかということは、使用ができるということやったけど、どういうふうにするのかは答えがない。

○議長（古川 誠） 危機管理課長。

○危機管理課長（鳥取 和弘君） 危機管理課長。基本、この今まで使用していた小型ポンプにつきましては、処分を検討しておりますけれども、15年経過していることから、経年劣化が進んでいることから、実際の消火活動に使用することは確実性の観点から適切ではないと考えておりますけれども、消防団に確認を取りまして、消防団員の技術向上のための訓練、要は練習用に使う部があるかどうかの意向を取った上で、処分を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 聞いた理由は、やはり今、熊本でも地震がありました。やはり火事が起きたりしている状況っていうのが出てきております。

こういうもし小型動力ポンプ、これがどこかで利用できるものであれば、例えば、地域にそれを払下げ、何なり貸し下げとかをしたりして、できるだけ地域で火事が起きたときにはすぐ消火する。もう消防署、消防団が来ていただくということはよく私も理解をしておりますけれども、残念ながら、災害となった場合には、その状況が把握できない状況も出てくるんじゃないかなと思ったものですから、私、そういう利用の仕方というのは考えていないかどうかというのをちょっとお聞きしたいなと思っております。

○議長（古川 誠） 危機管理課長。

○危機管理課長（鳥取 和弘君） 危機管理課長。先ほど申しましたとおり、只今これまで使用していたポンプにつきましては、15年以上が経過しまして経年劣化が進んでることから、一刻を争う実際の火災現場において、最前線の消防設備として使用することは、ちょっと確実性の観点から適切でないと考えておりますので、あくまでも訓練用のポンプとして使用したい部があるかどうかの確認を取りたいと思います。

以上でございます。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を起立によって採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第35号小型動力ポンプの購入については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第36号

○議長（古川 誠） 日程第4、議案第36号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第36号財産の取得について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、東西小学校の校舎のLED照明機器について、所有権移転付き賃貸借契約書を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（脇本 泰蔵君） 財政経営課長。詳細説明を申し上げます。

本案につきましては、東西小学校校舎の既設の蛍光灯器具をLED照明機器に取り替え、7年間の賃貸借契約の期間満了後、無償譲渡により機器を取得するものでございます。

契約金額は月額3万7,370円。契約の相手方は、東京都台東区北上野2丁目18番4号、株式会社インディペンデントインキュベータ代表取締役山野敏宜でございます。

この契約につきましては、契約の相手方より、工事費用等を自社負担するモデル事業として実施したい旨の提案がありましたので、事業費等を精査したところ、時価に対して有利な金額で契約することが可能であると判断できたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定に基づき、随意契約を締結しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほど財政経営課長のほうから、有利な契約方法であるという説明がございました。しかし、この金額を支払うメリット及び契約条項はどうなっているのか、また、令和16年からの小学校の整備計画との整合性、これはどうなるのかということをお伺いしたいと思います。

また、町内、県内に業者はいないのか、そして、その16年からの小学校の整備計画に併せて、それがもし使えなくなるという状況が出てきた場合については、これは2,800万円という金額で本当に大丈夫なのかというところが非常に気になるところですが、ほかの業者との整合性というのはしっかりと見てこられたとは思いますが、説明をお願いします。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。本事業につきましのメリットでございますけれども、先ほどのちょっと説明の中にもございましたとおり、本来、照明機器の設備の導入に関しましては、工事でやる場合とリース契約と行う場合のそれぞれの手法があると思っております。

その中で工事の場合ですと、一度に多額の予算が必要となりまして、費用負担的にも、一時的に大きな負担が求められるというところがございます。今回の件につきましては、経費の平準化を図ることができるという点でリースのほうを選択したいというところがございます。

学校整備につきましては、将来的な整備の検討も行われておるところなんですけれども、現時点でやはり機器類が、これまで、蛍光灯がこれから製造が終わってしまうというところもありますので、現時点での学習環境の整備というところも並行して行っていくべきでありますので、今の時点で老朽化しておる設備を新しくするというものでございます。

業者の選定につきましては、過去に東西の学校の体育館のほうを同様な手法で今回の事業者が整備を行っておりまして、今回も同様のやり方で整備を進めていくということもございまして、町内業者においては、そういった形でのリース契約ということが取れないので、今回、このインディペンデントインキュベータという会社との契約とさせていただきたいと考えているところです。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 教育総務課長が答弁をしていただきましたけれども、私が危惧していくのは、やはりこうやって町内、県内の業者はいないと、要するに、押しなべて月額33万7,370円というのが妥当であると、これはね。でも、ずっとこれを一度に出したとしても、支払いを考えたときに月額に換算した場合には、私、ちょっと計算をさせていただいたんですけど、26万円ぐらいになるんですよね。

これは、今ある電気会社のところに、私、ちょっと見積りをお願いしたところなんです

が、基数が違ったりしている場合もひょっとしたらあるかもしれませんが、もともとの本体機器っていうのが、物すごく、今、入りにくい状況というのになっているというのはお聞きしている状況ですので、確かにここのインディペンデントインキュベータにお願いするのがいいのかもしれませんが、やはり地域の業者をしっかりと支えてあげるということから観点しても、町立の小学校2校ということですので、やっぱりこれに関してももう少し配慮する必要があったのではないかと、私は思うんですね。

というのは、令和16年からの一応小学校の建て替えの問題っていうのを考えたときに、もうじゃあ、それまでにはこれは使えない器具になってしまう可能性があるのではないかとというふうにしたときには、じゃあ、それまでの契約の中で、令和15年の12月31日までということになっております。

それ以降、無償譲渡をしていただくということになっていると思うんですが、それが本当に、あとたった1年か2年、五、六年になるのかどうか分かりませんが、だから、そういう形で、地域の業者に何とかお願いできる要綱がなかったのかどうかということ、ただ金額だけの問題でやってしまったのかどうかということ、地域の業者とは話し合いをしてこなかったのかどうか、そこを再度お伺いしたいと思います。

そして、この契約の相手方がインディペンデントインキュベータというところは、もう過去にも例がありますので、別段、問題視するわけではございませんけれど、全国的にこういう業者が何業者ぐらいあって見積りを取ってきたのか、それこそ、やってきたのかというところをちょっと教えていただければと思います。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。今回の件につきまして、地元の事業者との話し合い等は特段行っておりません。

リースの契約に関しては、このような形でのリース契約というのはほかの事業者でも考えられますので、見積りの比較は行っておりますけども、今回の設置の工事費を事業者が負担するといったメリットが、今回の契約のメリットとなるとここでございますので、そこを比較した場合には、やはり金額的には今回の契約のほうが安価にできるという判断をしたところでございます。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。10番、森弘道議員。

○10番（森 弘道君） 10番。先ほどから質問が出てるのは、リース後のどうなるかという話だと思うんですけど、リース後、あとどれぐらいもつという計算されてこの積算がされてるのか。

それと、逆にこの契約そのものがリース終了後の無償譲渡という大前提であったのなら、無償譲渡なしでリースした場合はどれぐらいだったのか、そういう比較検討はされてたのかちょっとお聞きいたします。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。リース後の機器の使用期間については、

いつまでというところは判断しておりませんが、カタログ上で使用期間となっておる期間であろうかと思えます。無償譲渡後に使用を続けて、機器が故障したという際に、また改めてその機器のみを修繕で新しくしていくというふうなことで考えておりました。

無償譲渡あり、なしについては、今回の検討の中では、特にそれによってこの契約ということではございませんで、通常のリース契約との比較は行っておりますけれども、そこに無償譲渡がある、なしという判定はしておりません。（発言する者あり）

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 試算した場合でございますけれども、通常のリースとの比較でいきますと、工事費の分が、今回、事業者負担となっておりますので、通常であれば工事費も発生しますので、そことの比較した場合にやはり1,000万円程度の差が生じるというところでございます。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を起立によって採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第36号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第37号

○議長（古川 誠） 日程第5、議案第37号令和8年度高鍋西小学校第2棟防音機能復旧（空調・換気）工事（機械設備）請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第37号令和8年度高鍋西小学校第2棟防音機能復旧（空調・換気）工事（機械設備）請負契約について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（脇本 泰蔵君） 財政経営課長。詳細説明を申し上げます。

今回の工事請負に係る契約金額は、1億2,133万円。契約の相手方は、宮崎市潮見町100番地1、宮崎南菱冷熱株式会社代表取締役社長長谷川貞美でございます。

参考までに指名した業者を申し上げますと、株式会社中岡工業、富士建工業株式会社、巴設備工業株式会社、宮崎南菱冷熱株式会社、株式会社エアシステム工業、株式会社生目設備、有限会社旭空調設備メンテナンス、株式会社サン設備、江坂設備工業株式会社、共立冷熱株式会社の10者でございます。

次に、工事の概要についてでございますが、国の防衛施設周辺対策事業費補助金を活用し、西小学校第2棟の空調設備を全館空調方式から個別空調方式へと更新するものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。質疑は2点ありますのでお願いします。

1点目が、令和8年度の予算では1億5,000万円の予算だったと思うんですが、これが1億2,000万円になっています。今後、この工事の費用が上がるかどうかということです。理由につきましては、東小学校で、アスベストの関係で工事費が増えたというのと、あと、西中学校のほうも増えたというふうに記憶しておりますが、その可能性があるかどうかということです。

2点目につきましては、西小学校の今後の空調の整備計画について教えていただければ幸いです。

以上です。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。今後の費用についてでございますけども、設計の際には可能な限り事前調査を行っておるところでございますが、施工時に既存設備の不具合等が判明することもあり得ますので、その際には、追加で工事等が必要となることも考えられます。西小の今後の計画でございますけども、令和9年度に第1棟、令和10年度に第3棟をそれぞれ工事を予定しておるところでございます。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありますか。15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。本契約案に関しまして、1事業者から疑義が提出されているというふうに思っておりますが、町として、本工事の設計、積算、それから入札の手續に関して、その有効性と法的な適正性には問題がないとしっかり判断をされてここに提案されているのか、会議録に残りますので、慎重にお答えいただければと思います。

○議長（古川 誠） 財政経営課長。

○財政経営課長（脇本 泰蔵君） 財政経営課長。事業費の積算から入札の執行に至るまで、法令等のもとより、国、県等の通知等に準じて適正に実施をしておりますので、何ら問題ないものと判断をしております。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今、田中議員も質疑をされました。このことについては、令和8年7月9日、13日と、株式会社中岡工業より質疑書が、入札前に執行部に出されていたようなのですが、議会に対しても、執行部に対して答弁書が出ていないことについて疑義が出され、今朝、緊急に議会運営委員会が開かれたところでございます。

なぜこのようなことに至ったのか十分な説明がなされていないし、質疑に対する答弁書も、議員に対して配付されていない状況であります。議員は、執行部から出された提案については、質疑が3回しかできないという制約があり、また専門的知識もないため、8項目の質疑に関しては調査のしようもありません。

以前、合併浄化槽設置問題で、設計業者がコピーしてペースト、いわゆるコピペの問題を業者に指摘され、そのときの私の発言はパワハラ事案として、職員から84自治公民館長へ送付されるという事態を引き起こしました。そのことは、私に大いに、いろんな事案をしっかりと検証しなければという課題が出てまいりました。

キヤノンへの損害賠償事案でも、詳細な内容については説明がないまま、仕方がないと判断をしたところです。また、森議員が質疑をして資料を要求したところ、引き受けた団体が、自分が仕事をするのに家賃を取るという実態も明らかになりました。

高鍋町のお財布は無限大ではなく、決められた範囲があります。その中で、契約などについては、慎重にも慎重を期して望まなければなりません。事業者しか知り得ない情報もあると思いますし、その情報が共有できて、事業者の労働環境及び有資格者が確保されているのかなど、議員が議決する上で知るべき情報を提供できるのは執行部しかいません。

したがって、質疑者への答弁書の提出を求めますし、なぜ、株式会社中岡工業への答弁書が出されなかったのか、明確な答弁を求めたいと思います。

○議長（古川 誠） 財政経営課長。

○財政経営課長（脇本 泰蔵君） なぜ質疑書に対する回答がなかったかとのことでございますけれども、この件に関しましては、質疑書を1つ出された段階で、先方から質疑は取り下げますという申出がございましたので、回答の必要はないと判断をして、回答しないというか、もう質疑は取り下げられたというのが事実でございます。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 取り下げられたということであれば、今朝の議会運営委員会是一体何だったんだろうかというふうに思うのですが、今まで様々な請負契約が提案されて、可決されてまいりました。今回の質疑書を見て、当然、膨大な資料が添付されているとは思いますが、なぜ議会への説明が不足しているのかお伺いしたいと思います。

特に安全対策などについては非常に大切であると考えますが、現場確認など、執行部は

どのくらいの頻度で行ってきたのか、また、これから行おうとしているのかお伺いしたい
と思います。これが2回目。

○議長（古川 誠） ちょっと暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

.....

午前10時35分再開

○議長（古川 誠） では、再開いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。本工事についてではございませんが、一般的に学校整備等の工事を行う際についてお答えをさせていただきます。

工事の担当者と、あと施工管理を行っている業者、あと施工をしている業者と、定期的に工程会議等を行っておりますので、その中で出てきた案件であったり、それ以降の進捗の状況などは随時確認をしておるところでございます。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） なぜ、今のようなことを聞いたのかという、一番大きな理由というのは、6番の兒玉議員も質疑をされましたけれども、今まで空調設備の荒れましたよね、いろいろ、工事がずっと出てますよね。でもその中で、追加工事ということで、やっぱり出てきている部分があるわけですよ。

校舎が古いから、どうしても中を開けてみないと分からないということを説明をされるんですけど、そのたびに説明されてきたんですけど、今度もまた同じようなことが出てくる可能性があるんじゃないかということで、私は危惧しているわけですよ。

また、これにプラスアルファして、金額が大きくなるのであれば、もうできれば工事をするときにしっかりと金額査定というのをしていかないと、こうやって開けてから、幾ら増えました、これがあったから幾ら増えましたという感じで言われても、これ、もう校舎が古いんだから、どうしようもないわけですよ。

だから、やっぱりそこは、もう当初から、私たちでもそうやけど、古いちゅうことは分かっているから、開けたら何か出てくるんじゃないかなということは、もうこれは分かっていることだと思うんですよ。だから、開けてみなきゃ分からないんじゃないくて、予想できるものっていうのが幾つもあると思うんです。だから、そのことをやはり私は一番危惧しているんですよ。

だから、まともな金額はやっぱり出して1億2,133万円ということがありますが、これにもし600万円でも上乗せされたときには、もう1億8,000万円の金額というのになるんですよ。

もうだから、私の老婆心ではありますけれど、そういうところをどうするのかというのがちょうど気になっているから、やっぱり現場に技術職員がたびたび足を運んでそういう状況を確認しながら、じゃあそれを回避するために、新しい費用、追加費用を出すんじ

やなくて、それを回避するためにどういったことをしたらいいのかということは、この工事を請負契約をするときに、しっかりとある程度、自分たちの中では確認しておかないといけないんじゃないかということを私は申し上げたいんですよ。

そういうことがないと、何でもかんでも認めていってしまったら、それこそ金額が膨れ上がっていくという状況が出てくるのではないかという心配をしているから、質疑をしているだけなんです。

そういうことは絶対ないとはいえないかもしれませんが、少なくとも事前の調査ではそういうことはなかったとか、そういうことをしっかりと、それは教育総務課もちろんですが、財政経営課もちろんしっかりとした検証をしていただかないと、お金はいいです、これだけ増えましたから増やしましたと、業者と話してこれだけ増やしましたと言われても、もう私たちは工事が始まっているのを途中やめろと言うわけにはいきませんでしょ。そこを私、申し上げているんです。

だから、本当に兒玉議員も危惧されているように、やっぱり途中から金額が上がる、そういうのまでこっちが想定できるかというような顔をされてますが、誰とは言いませんけど、しなきゃいけないんですよ、私たちは、議会も執行部も、当然あるべきお金じゃないんですよ、これは。私たちは予算を組む以上、この契約をした予算で出来上がると思っているわけですよ。

○議長（古川 誠） 中村議員、質疑を。

○7番（中村 末子君） だから質疑ですよ、それが。どうするのかって。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

.....

午前10時41分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。先ほどの兒玉議員のほう、御質疑にもちよっとお答えしたところでございますけども、実施設計の際には、可能な限りの調査は行っておるところでございます。

ただ、実施設計のところで判明した分については、工事の中で対応するという事で計画をしておるところでございますけども、やはり施工中に判明するものというのはゼロにはできませんので、工程会議の中であったり判明した際には、担当者のほうが直接現地のほうに赴きまして、現地調査を行った上で対応を検討していくというようなことの繰り返しになります。

今回の件につきましても、今の契約金額の中で完了することは難しいというふうに考えておりますので、判明した部分につきましては、適時、適正な改修、修繕等を行う必要も出てきますので、現時点で変更が全くないということはちょっと考えづらいということで

ございます。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第37号令和8年度高鍋西小学校第2棟防音機能復旧（空調・換気）工事（機械設備）請負契約について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

私も質疑を行いましたけれども、いろんな議員からやっぱり質疑が出ました。教育総務課長からは、やはり新たな工事箇所が見つければ、当然、それはちゃんとした工事をしていかないといかないということをはっきりと盟約をしていただいたところです。

本当に学校校舎は古い。その中で空調設備などを行うときには、予期もしない、本当に事故が起きる可能性もあると思います。そのためには、技術職員がやっぱりたびたび工事の進捗状況をはじめ、いろんな事案をしっかりと胸に置いていきながら、そして本当に子どもたちに安心安全が届けられる、そういった工事にしていただきたいと私は願っております。

だからこそ、質疑も行っていくし、そしてその質疑に答弁があった内容についても、すごい精査をしていきたいと思います。

私はただ単にお金を使うなどと言っているわけではないんです。子どもの安全安心を守っていくために、どのような状況下にならながらもしっかりと調査、検査、そういう状況を踏まえていただきたいとお願いをして、賛成の討論といたしたいと思います。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第37号を起立によって採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第37号令和8年度高鍋西小学校第2棟防音機能復旧（空調・換気）工事（機械設備）請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第38号

○議長（古川 誠） 日程第6、議案第38号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第38号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億5,571万6,000円とするものでございます。

補正の内容についてでございますが、歳出につきましては、税還付金、町道の維持管理等に係る修繕料を増額するもので、歳入につきましては、財政調整基金、繰入金を増額するものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（杉田 将也君） 税務課長。議案第38号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）中、税務課関係部分について詳細説明を申し上げます。

補正予算書、8、9ページを御覧ください。

総務費、徴税費、賦課徴収費、償還金利子及び割引料、税還付金の150万円です。

補正の主な要因といたしましては、令和7年度に予定納税された法人町民税の確定申告に伴う還付金が例年より多数発生しておりまして、予算の不足が見込まれるため、今回、増額を行うものでございます。

法人町民税、予定納税の還付につきましては、納付日から起算する還付加算金が発生するため、一日でも早く還付処理を行う必要があります。そのため、今臨時会に提案するものでございます。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（古川 誠） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 賢治君） 建設管理課長。議案第38号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）について、建設管理課部分について詳細説明を申し上げます。

補正予算書、8、9ページを御覧ください。

土木費、道路橋りょう費、道路維持費、需用費、修繕料〔営〕でございます。

この修繕料につきましては、町道の路面や側溝等の簡易な補修に要する経費として、当初予算に750万円を計上しておりましたが、年度当初から地区住民等からの要望や現地確認による緊急性の高い箇所への対応が相次いだことにより、ほぼ執行済みとなっております。

今後も引き続き、道路、側溝等の維持、修繕の需要が見込まれることから、残り期間における対応に支障が生じないよう500万円を増額補正し、補正後の予算を1,250万円とするものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。8、9ページで、先ほど税務課が説明をされていたん

ですが、予定納税分を法人町民税、いち早く返したほうがいいということを説明をされたんですけれども、予定納税分がやっぱりそれだけお返ししなければならない状況に陥ったということは、大体、経済状況というのはどういうふうに、高鍋町の経済状況がどういうふうに変化してきたのかというところをもう少し突っ込んだ説明をしていただければありがたいと思います。

○議長（古川 誠） 税務課長。

○税務課長（杉田 将也君） 税務課長。法人税の税割分の還付に関する内容でございますが、御承知のとおり、前年度の税金が20万円を超えた場合、中間申告して中間納付、予定納税をしていただく必要があるわけですが、今回の事案につきましては、一応、中間納付である一定の額、半分ですね、約2分の1、予定納税をしていただいていた分が、結局、決算後、その予定納税額より大幅に減額になった場合に、還付というものが生じてくるわけでございますが、今回はそういう事案で、一応、結構大きな額の還付が見込まれるために、ちょっと今回の補正で増額させていただいておりますが、経済状況ということになると、ちょっとなかなか答弁もいたしかねますが、実際、その当該法人に関しましては、前期よりちょっと収益が落ちたということはいえるかなと思います。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第38号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）に対して、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

この中には、道路の整備費に関して500万円、これでも多分少ないと私は思っておりますけれども、取りあえず、住民要求が実現することを希望しています。

そして、いち早く、やはりいろんな形で住民要望が素早く確保するために、不足分については、速やかにまた補正をしていただくことをお願いをして、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第38号を起立によって採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第38号令和8年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（古川 誠） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和８年第２回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時53分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員